

海幕装需第995号
令和5年9月29日

各部隊の長
各機関の長 殿

海上幕僚長
(公印省略)

車両等の航空輸送に関する基準について（通達）

標記について、別紙のとおり実施する。

関連文書：1 海幕装需第284号（令和5年3月22日）
2 海幕装需第290号（令和5年3月22日）
添付書類：1 別紙
2 海幕装需第284号（令和5年3月22日）（所要の向きのみ。）
3 海幕装需第290号（令和5年3月22日）（所要の向きのみ。）
写送付先：統合幕僚長
陸上幕僚長
航空幕僚長
防衛装備庁長官

文 書 管 理 情 報				
文 書 管 理 者：海幕装備需品課長 一元的な管理に 責任を有する者： 分 類：輸送調整 輸送調整に関する文書 作 成 年 月 日：2023.9.21 取 得 年 月 日： 保 存 期 間：5年 保 存 期 間 満 了 日：2029.3.31 本 紙 を 含 め：5枚・2部 配 布 先：箇所		開示	部分開示	不開示
	作成時	○		
	区分： 1 2 3 4 5 6			
	理由：			

車両等の航空輸送に関する基準について

1 目 的

海上自衛隊C－130Rにより、車両（搭載された状態の装備品を含む。）及び単独又はけん引にて走行可能な装備品（以下「車両等」という。）を航空輸送（以下「空輸」という。）する際の基準を定める。

2 定 義

（1）適用区分

アメリカ空軍が貨物を空輸するための安全基準であるMIL－STD－1791（以下「米軍基準」という。）に定義された基準に応じた区分をいう。

（2）耐空輸性能

米軍基準に示される車両等が空輸に耐え得る性能をいう。

（3）車両等の空輸基準

適用区分ごとの耐空輸性能等をいう。

（4）搭載検証

実際に、C－130Rに車両等を搭載し、技術刊行物（以下「C－130Rのカーゴ・ローディング・マニュアル」という。）に基づいた搭載要領を確立する検証作業をいう。

（5）輸送要求部隊等

車両等の空輸を要求する部隊及び機関をいう。

3 適用区分

（1）区分「A」

空輸する車両等のうち、次の寸法及び重量の条件に一つ以上当てはまるもの。

ア 全長が20 f t（6．10 m）を超えるもの。

イ 全幅が8 f t（2．44 m）を超えるもの。

ウ 全高が8 f t（2．44 m）を超えるもの。

エ 重量が10,000 l b s（4,536 k g）を超えるもの。

（2）区分「B」

前号以外の車両等

4 車両等の空輸基準

(1) 区分「A」

ア 車両等が次に示す耐空輸性能を満たすこと。

(ア) 拘束力に対する強度

車両等は、最小拘束力（前方：3.0 G、後方：1.5 G、左右：1.5 G、上方：2.0 G）に耐え得る構造（強度）であること。

(イ) 下方荷重への耐性

車両等が下方4.5 Gの荷重に耐え得る構造（強度）であること。

(ウ) 急減圧への耐性

車両等の燃料タンク、バッテリー及びエアタンク等の補機類は、15.0秒以内に生じる8.3 p s iの内圧との差圧に対し、影響を受けずに耐え得る構造を有すること。

(エ) 振動への耐性

懸架装置は、0～20 H zの共振を防ぐのに十分な減衰を有すること。

イ 搭載検証によりC-130Rのカーゴ・ローディング・マニュアルに示す搭載要領を確立できること。

(2) 区分「B」

搭載検証により、C-130Rのカーゴ・ローディング・マニュアルに示す搭載要領を確立できること。

5 空輸可否判定要領等

付紙による。

6 その他

(1) 本通達は、状況の変化等により、その都度見直すものとする。

(2) 部隊等の長は、本通達に関し、必要な事項を定めることができるものとする。

(3) 本通達は、陸上自衛隊、航空自衛隊及び他省庁等から車両等の空輸の要求を受けた場合においても適用する。

空輸可否判定要領等

1 全 般

- (1) 航空集団司令官は、本要領に基づき、空輸を要求された車両等に対して空輸の可否を判定する。
- (2) 車両等の輸送要求の一連の流れは、関連文書によるものとする。

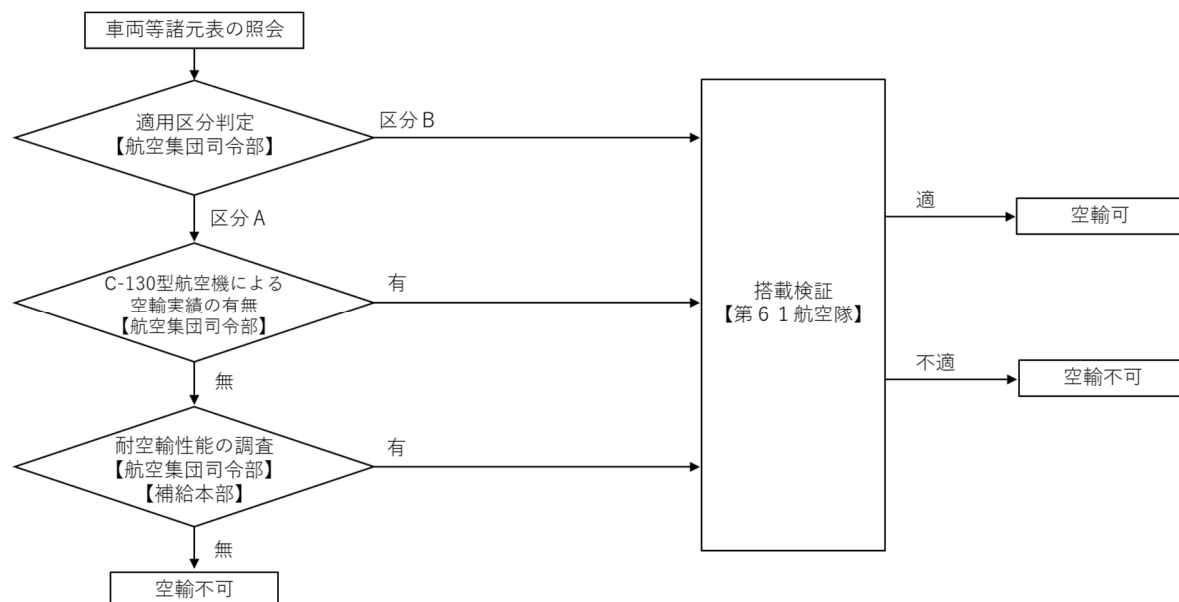
2 細 部

- (1) 輸送要求部隊等の長は、関連文書に基づき輸送要求を実施するとともに、航空集団司令官に空輸を要求する車両等の諸元表（全長、全幅、全高、重量等）を送付し、空輸可否を照会するものとする。
- (2) 輸送要求部隊等の長は、原則として、空輸する車両等の宰領者を空輸便に同乗させ、安全確保等に万全を期すものとする。
- (3) 輸送要求部隊等の長は、航空集団司令官の求めに応じて、車両等の空輸に必要な処置を実施するものとする。
- (4) 航空集団司令官は、空輸可否判定フローチャート（属紙のとおり。）に基づき、空輸可否を判定し、輸送要求部隊等の長に回答する。
- (5) 航空集団司令官は、C－130Rのカーゴ・ローディング・マニュアルに基づき車両等の搭載検証を実施するものとする。ただし、次に示す場合は、搭載検証を省略することができる。
 - ア 搭載検証済みの車両等と同じ製造会社の車両で、かつ、固縛箇所が同一車両の場合
 - イ 米軍、航空自衛隊を含むC－130型航空機による空輸実績があり、かつ、搭載要領等の各種データが入手できている場合
- (6) 航空集団司令官は、第3項第1号に該当する車両等の耐空輸性能を、米軍、航空自衛隊における実績及び役務契約等により調査するものとする。
 - なお、海上自衛隊補給本部長は、調査に必要な支援を実施するものとする。

3 その他

- (1) 空輸可能と判定された車両等については、航空集団司令官所定により、搭載具体例を適宜の様式で保管するものとする。
- (2) 航空集団司令官は、この通達の定めるところに従い、その他実施に必要な事項を定めるものとする。

空輸可否判定フローチャート



各部隊の長

各機関の長

殿

海上幕僚長

(公印省略)

海上自衛隊における輸送所要の一元化の実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定め、令和5年4月1日から実施する。

添付書類：別紙

関連文書：海幕装備第5621号（10．12．8）

写送付先：統合幕僚長

部内全般

文 書 管 理 情 報									
文 書 管 理 者 : 海幕装備需品課長 一 元 的 な 管 理 者 : 責 任 を 有 す る 者 : 分 類 : 輸送調整－輸送調整に関する文書 作 成 年 月 日 : 2023.2.22 取 得 年 月 日 : 保 存 期 間 : 5年 保 存 期 間 満 了 日 : 2028.3.31 本 紙 を 含 め : 3 枚 部 配 布 先 : 個所						開示	部分開示	不開示	
					作成時		○		
					区分 : 1 2 3 4 5 6				
					理由 :				

海上自衛隊における輸送所要の一元化に係る実施要領

1 目 的

この通達は、自衛艦隊司令部が実施する海上自衛隊における輸送所要の一元化に係る実施要領について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 輸送要求

輸送要望部隊等の長が任務遂行上において必要とする輸送について、自衛艦隊司令官に要求することをいう。

(2) 輸送要求部隊等

自衛艦隊司令官に対し輸送要求を行う以下の部隊等をいう。

ア 各艦艇

イ 各航空群及び各教育航空群（航空集団及び教育航空集団直轄部隊は各隊）

ウ 海上自衛隊補給本部における修理、弾薬整備及び燃料管理換に係る海上自衛隊補給本部担当課

エ システム通信隊群

オ その他、自衛艦隊による輸送の調整を必要とする部隊等

(3) 輸送割振

輸送要求を受けた自衛艦隊司令官が輸送調整部隊等に輸送計画の立案等を割り振ることをいう。

(4) 輸送調整部隊等

自衛艦隊司令官から輸送割振を受け、輸送計画を立案等する護衛艦隊、航空集団、各地方総監部及び海上自衛隊補給本部をいう。

(5) 地方輸送

各部隊等（護衛艦隊、航空集団、各地方総監部及び関連文書別冊第14第2項に定める各輸送計画担当官）の計画により完結できる輸送をいう。

3 輸送要求の対象

すべての輸送所要を対象とする。ただし、地方輸送で対応が可能なものを除く。

4 実施要領

- (1) 輸送要求部隊等の長は、任務遂行上、輸送所要が発生した場合、自衛艦隊司令官に対して輸送要求を行う。
- (2) 自衛艦隊司令官は、輸送要求を一元的にとりまとめ情報を共有するとともに、輸送対象、輸送時期等を考慮して、輸送調整部隊等に対して輸送割振を行う。輸送割振に際して、全般的な調整の必要が認められた際、自衛艦隊司令部は調整会議を開催する。また、他自衛隊の輸送力の把握に努め、必要に応じて他自衛隊の輸送力の活用を図る。
- (3) 輸送調整部隊等は、自衛艦隊司令官から輸送割振を受けたならば、関係規則に基づき、輸送に係る処置を実施する。
- (4) 統合輸送については、統合輸送統制実施規定に関する達（平成20年自衛隊統合達34号）に基づき自衛艦隊司令官が統合輸送要求を実施するほか、自衛艦隊司令部との調整により統合輸送要求部隊である各地方総監及び海上自衛隊補給本部長が実施する。

5 委任事項

自衛艦隊司令官は、この通達の定めるところに従い、その他実施に必要な事項を定めるものとする。

6 その他

部隊等の長は、この要領により難しい場合又は改定意見がある場合、海上幕僚監部装備計画部長に通知するものとする。海上幕僚監部装備計画部長は必要に応じ、本通達の見直しを実施するものとする。

海幕装需第290号
令和5年3月22日

各部隊の長
各機関の長 殿

海上幕僚長
(公印省略)

海上自衛隊補給本部による輸送の総合調整の実施要領について
(通達)

標記について、別紙のとおり定め、令和5年4月1日から実施する。
なお、海上自衛隊補給本部による輸送の総合調整の実施要領について(通達)(海幕装需第341号。令和2年3月31日)は、令和5年3月31日をもって廃止する。

関連文書：1 海幕装備第5621号(10.12.8)
2 海幕装需第284号(令和5年3月22日)
添付書類：別紙
写送付先：統合幕僚長
部内全般

文 書 管 理 情 報							
文 書 管 理 者 : 海幕 装備需品課長 一 元 的 な 管 理 に : 責 任 を 有 す る 者 : 分 類 : 輸送調整—輸送調整に関する文書 作 成 年 月 日 : 2023.3.3 取 得 年 月 日 : 保 存 期 間 : 5 年 保 存 期 間 満 了 日 : 2028.3.31 本 紙 を 含 め : 4 枚 部 配 布 先 :		開示	部分開示	不開示			
	作成時	○					
	区分 :	1	2	3	4	5	6
	理由 :						
個所							

海上自衛隊補給本部による輸送の総合調整要領

1 目 的

この通達は、海上自衛隊補給本部（以下「補本」という。）が実施する、装備品にかかる輸送及びそれに伴う人員の輸送に関連する輸送の総合調整の実施要領について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 輸送の総合調整

部隊等の任務遂行上、必要とする装備品に関連する業務に速やかに応じるため、海上自衛隊補給本部長（以下「補本長」という。）が行う装備品等の調達、保管、補給又は整備の事務の実施の企画及び総合調整の一環として行う輸送に関する総合調整をいう。

なお、上記に伴わない人員輸送については、含まない。

(2) 輸送割当

輸送の総合調整において、補本長が各輸送区間における責任区分を示すことをいう。

(3) 輸送割当区間

輸送割当された区間をいう。

(4) 輸送割当部隊

輸送の総合調整において、補本長から各輸送区間に対する責任区分を割り当てられる以下の部隊をいう。割り当てられた部隊は、隷下部隊に対して、責任のある区間における輸送計画及び実施を命ずる。

ア 護衛艦隊司令部

イ 航空集団司令部

ウ 各地方総監部

エ 輸送計画担当官の設置された部隊等

(5) 輸送担任部隊

自衛艦隊司令官から指定された輸送を担当する部隊を含む、輸送割当部隊から輸送計画及び実施を命ぜられた部隊をいう。補本長は、輸送の細部について、輸送担任部隊の長と調整する。

(6) 輸送要求調整部門

補本が、最適な輸送手段を導出するために必要な輸送の優先度及び緊急度に

について判断するため問い合わせを行う、任務遂行中の上級司令部等をいう。

(7) 自衛艦隊司令官等

自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官及び各地方総監をいう。

3 対 象

(1) 自衛隊の需品、火器、弾薬、車両、船舶、航空機施設器材、通信器材、衛生資材等の調達、補給及び整備に必要な輸送

(2) 前号に伴う人員輸送

4 実施要領

(1) 自衛艦隊司令官は、年度毎に輸送担任部隊及び輸送に使用する艦種・機種（以下「輸送兵力」という。）を指定する。指定にあたって自衛艦隊司令官は、輸送担任部隊及び輸送兵力の状況に応じて、指定する期間について柔軟に対応するものとする。ただし、護衛艦隊司令官及び航空集団司令官は、補本長との調整により、自衛艦隊司令官から指定された輸送担任部隊及び輸送兵力について、輸送の総合調整以外の任務にも運用できるものとする。また、輸送の実施にあたって、自衛艦隊司令官から指定された輸送を担当する部隊の全部若しくはその一部を展開させる必要がある場合、自衛艦隊司令官は、展開の要領を示すものとする。

(2) 補本長は、自衛艦隊司令官から輸送割振を受けた輸送要求の所要を把握し、地方輸送が困難であり、輸送の総合調整が適当であると判断した場合、次を実施するほか、実施の細部について、細部実施要領を定めるものとする。

ア 自衛艦隊司令官からの輸送割振された輸送所要に対し、最適な輸送手段を検討の上、輸送割当を策定する。

イ 輸送割当区間に対して、自衛艦隊司令官から指定された輸送担任部隊の長及び輸送計画担当官と輸送の細部について調整する。

ウ 自衛艦隊司令官が指定した輸送担任部隊及び輸送兵力によって、部隊の輸送の十分な達成が困難と判断した場合、当該輸送担任部隊及び輸送兵力以外の艦艇及び航空機等による輸送について、自衛艦隊司令官等と調整の上、輸送割当を実施し、新たに示された輸送担任部隊の長と輸送の細部を調整することができる。

エ 最適な輸送手段を導出するため、関連文書 1 別冊第 10 に基づく優先順位制度を活用するほか、輸送要求調整部門に対して輸送の優先度及び緊急度等の判断を確認する。

オ 輸送状況について、発送から到着まで適切かつ滞りなく実施されるよう輸送に係る状況を的確に把握する。また、関係部隊等の長に対して必要な措置

（輸送の再割当及び関連業務を含む。）に関する指示を行う。

- （３）関連する部隊及び機関は、輸送の総合調整による輸送と地方輸送における効率的な輸送の実施のため、指定されたツール及びシステムを利用して、互いに適時適切かつ綿密な情報共有に努めるものとする。

5 委任事項

自衛艦隊司令官等は、この通達の定めるところに従い、その他実施に必要な事項を定めるものとする。

6 その他

部隊等の長は、この要領により難しい場合又は改訂意見がある場合、海上幕僚監部装備計画部長に通知するものとする。海上幕僚監部装備計画部長は必要に応じ、本通達の見直しを実施するものとする。